



金 沢 市 公 報

第 2 9 8 7 号

令和元年(2019年)11月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●教育委員会告示
●告 示		○令和2年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項(市立工業高等学校) 1
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	1	●消防局公告
●公 告		○消防車のサイレンの使用について(警 防 課) 6
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	1	●公営企業公告
		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課) 6

告 示

●金沢市告示第181号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団健水会	金沢市鞍月5丁目219番地	ふれあい訪問看護ステーション	金沢市鞍月5丁目219番地	令和元年10月1日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市疋田1丁目337番1から337番3まで	金沢市西泉1丁目66番地1 ニューハウス工業株式会社 代表取締役 村上 哲也

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

令和2年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

令和元年11月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

令和2年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和2年2月19日（水）から同月25日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び2月24日（月）の休日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

令和2年2月25日(火)午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)

令和2年2月28日(金)から同年3月3日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(4) 調査書等の提出期間

令和2年3月3日(火)から同月5日(木)まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、令和2年2月25日(火)及び同年3月3日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

(1) 学力検査は、令和2年3月10日(火)及び同月11日(水)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

(2) 1日目には、国語、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月10日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

*各教科100点満点

(3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月11日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社会	数学	面接

*各教科100点満点(面接を除く。)

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和2年3月18日(水)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

(1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

(2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を令和2年1月6日(月)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定による、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住、その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、令和2年2月28日（金）から同年3月3日（火）午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

- (1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和2年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、令和2年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、令和2年3月3日（火）から同月5日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は令和2年2月4日（火）から同月6日（木）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

ア 面接は、令和2年2月13日（木）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9：00～9：30	9：30～9：45	10：00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

ア 令和2年2月18日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和2年2月18日（火）に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、令和2年3月18日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和2年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 一般入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査等を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による学校において予防すべき感染症等により、特別な配慮によっても受検できなかった者

イ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査等の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和2年3月10日（火）及び同月11日（水）の両日とも原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和2年3月11日（水）の原則午後4時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査等受検申請書を提出する。その際、追検査等受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。

イ 審査

(ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査等の受検を許可する。

(イ) 本校校長は、令和2年3月12日（木）午後3時までに審査結果通知書及び追検査等の受検を承認した場合は追検査等受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

(4) 追検査等

ア 追検査等は、令和2年3月16日（月）に本校において行う。

イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）」）、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

3月16日（月）	8：20～8：40	9：00～9：40	10：00～11：00
	受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

ウ 配点については、検査Ⅰについては、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱについては、理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。

エ 面接は検査Ⅱの終了後に実施する。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、令和2年3月19日（木）に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和2年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、令和2年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和2年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防御訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和元年11月1日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（大桑3丁目地内）

日 時 令和元年11月10日（日） 午前9時から午前9時30分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内（小坂町中及び小坂町北地内）

日 時 令和元年11月10日（日） 午前10時から10時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（金石西2丁目地内）

日 時 令和元年11月10日（日） 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条第3号の規定により公告します。

令和元年11月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	廃止年月日
520	有限会社加藤管工	富山県小矢部市平桜6463番地2	令和元年10月4日

令和元年(2019年)11月1日 印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)11月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	